「函館市温泉資源保護指針」（素案）に対するパブリックコメント

（意見公募）手続きの実施結果について

案件名	函館市温泉資源保護指針（素案）
募集期間	平成２２年１月６日（水）～２月５日（金）
担当課	市立函館保健所生活衛生課
意見提出者数	５件 人数等：２人（市内に住所を有する者） １人（市内に存する事務所または事業所に勤務する者） ２団体（市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体） 内　訳：郵送　１団体（１件） ＦＡＸ　３人（３件），１団体（１件）

	意見の概要	市の考え方
1	温泉は函館観光の貴重な売りであり，温泉掘削が野放しに行われることは貴重な観光資源を消滅させることにつながる。 資源保護の観点からも，この指針が一日も早く施行されることをお願いしたい。 早期の施行が肝心と重ねて意見を致します。	市民にとって貴重な財産である温泉資源を，将来にわたり享受し，活力にあふれ健やかに暮らせるまちの実現に向け，温泉利用者や市民に理解や協力を求めるとともに，温泉掘削等に対する許可権限を有する北海道と連携を図りながら，温泉資源保護に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
2	函館にとって重要である温泉資源の保護についての対策を早急に進めてもらいたい。 特に湯の川温泉を守ることは，観光の街としても最も重要と思われる。	
3	市の温泉資源を保護しようとする取り組みに大賛成です。 指針を読み，湯の川温泉以外の地域の温泉利用も湯の川の温泉量に影響が考えられると知りました。 現在の函館の温泉を後々まで残すためにも，温泉資源を保護していただきたいと思います。	
4	これ以上の温泉掘削は湯の川温泉のみならず，函館市域の温泉にも影響を及ぼすことが十分に予測されるため，温泉保護地域の拡大は喫緊の課題であることは言うまでもないが，函館市域全体における新規温泉掘削抑止規制についても，早期に策定していただきたい。	新規温泉掘削が制限される温泉保護地域の拡大につきましては，３（３）「新規温泉掘削の抑制」におきまして推進していくこととしております。 また，温泉を利用した大型公衆浴場につきましては，大型公衆浴場に対する支援措置の見直しを実施し，新規出店には支援を行わないこととしました。
5	湯の川温泉保護地域以外で，この１０年，函館市内，大野平野地域での温泉掘削の乱開発が相当なされてしまいました。 今後は ①温泉保護地域の拡充 ②スーパー銭湯，大型公衆浴場の出店抑制 上記２点を強く要望します。	

意見結果を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	市立函館保健所生活衛生課（函館市総合保健センター３階） 函館市五稜郭町２３番１号
お問い合わせ先	市立函館保健所生活衛生課 TEL 0138-32-1521　FAX 0138-32-1505